

平成23年度 第5回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表

【再評価】

NO.	事業種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針 (原案)	備考
1	砂防	大山山系直轄火山砂防事業 (天神川水系)	天神川水系は、中国地方唯一の高峰である大山(弥山1, 709m)及び蒜山、津黒山(1, 118m)等の山岳に源を発している。火山岩や深成岩性の脆弱な地質が分布し、荒廃が激しく、山麓斜面には侵食されやすい火山堆積物や風化した花崗岩が厚く堆積しているため、豪雨時には上流域における斜面崩壊や土石流の発生による地先の被害だけでなく、小鴨川、天神川に流出した土砂の堆積により河積断面が不足し、下流域で洪水氾濫による被害が発生する。 大山山系直轄火山砂防事業(天神川水系)は、上流域の渓流に砂防堰堤などの施設を整備することで、直轄砂防事業区域内での土石流による被害を防ぐとともに、下流域に位置する倉吉市などの市街地を洪水氾濫から保全することを目的として、昭和11年度から国による直轄砂防事業を開始した。	昭和11年度 事業着手 平成19年度 再評価	☆ 再評価後4年経過	事業継続	
2	砂防	大山山系直轄火山砂防事業 (日野川水系)	中国地方唯一の高峰である大山(弥山1, 709m)の源頭部は地質が脆弱で荒廃が激しく、土砂生産を繰り返している。また、山麓斜面には侵食に弱い火山堆積物が厚く堆積しているため、大きな降雨時には激しい土砂移動が生じ、各支川や日野川本川に流出した土砂が河道に堆積することにより河積断面が不足し、水位が上昇して氾濫を起こす。 大山山系における砂防事業は昭和7年から鳥取県により開始され、大山南7渓流と呼ばれる支川で、砂防堰堤などの施設を整備することで日野川への土砂流出を防ぎ、日野川本川下流域に位置する米子市などの市街地を河川氾濫から保全することを目的として、昭和49年度から国による直轄砂防事業を開始した。	昭和49年度 事業着手 平成19年度 再評価	☆ 再評価後4年経過	事業継続	
3	河川	江の川直轄河川改修事業	江の川流域は唯一陰陽を隔てる中国山地を貫流し、広島・島根の2県をまたぐ中国地方最大の河川であり、別名「中国太郎」と呼ばれている。 戦後最大の被害をもたらした昭和47年7月洪水では、三次市で堤防の決壊による甚大な浸水被害が発生し、これを契機に、上流部では災害復旧を含めた河川改修や、土師ダム・灰塚ダムの建設等の抜本的な治水対策を実施するとともに、下流部の山間狭隘部では、宅地嵩上げや輪中堤等の家屋浸水防止を優先的に防衛する「水防災対策事業」を実施している。しかしながら、現在においても治水対策は十分とはいえず、江津市や三次市の都市機能の中核性や人口・資産の集積状況を考慮した場合、堤防決壊による被害は深刻なものになることが予想される。このため、治水・利水・環境のバランスを考慮した江の川の計画的な治水対策を実施していく必要がある。	昭和41年度 事業化 平成20年度 再評価	☆ 再評価後3年経過	事業継続	
4	河川	芦田川総合水系環境整備事業	芦田川は、広島県三原市大和町蔵宗を源に発し、世羅台地を貫流し府中市を経て高屋川等を合わせ、神辺平野を流下し瀬戸内備後灘に注ぐ1級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、良好な水環境や自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	平成20年度 整備計画策定 平成19年度 再評価	☆ 再評価後4年経過	事業継続	
5	道路	一般国道2号 西広島バイパス	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の主要都市を経由し北九州市に至る延長約680kmの主要幹線道路である。 西広島バイパスは、広島西部方面から広島市中心部へ流入する交通を円滑に分散・導入させ、慢性的な交通渋滞の緩和を図り、広島市の都市機能を強化するとともに広域的な地域連携強化による周辺都市との一体的な発展に資することを目的として計画された延長19.4kmのバイパスである。	昭和40年度 事業化 平成20年度 再評価	☆ 再評価後3年経過	事業継続	
6	道路	一般国道54号 可部バイパス	一般国道54号は、広島市を起点とし、松江市に至る延長約180kmの主要幹線道路である。 可部バイパスは、広島市可部周辺の慢性的な交通混雑の緩和、安全・円滑な交通の確保のほか、沿道環境の改善を目的とした延長9.7kmの道路である。	昭和56年度 事業化 平成20年度 再評価	☆ 再評価後3年経過	事業継続	
7	港湾	岩国港装束～至の木地区 臨港道路整備事業	岩国港は、山口県東部、広島県との県境に位置し、岩国・大竹コンビナートを形成する石油化学など基礎素材産業の原材料、製品輸送を通じて産業活動を支える重要港湾である。 本事業は、岩国港における利用企業と埠頭間の輸送効率化、周辺環境の改善を図るため、埠頭間を結ぶ臨港道路を整備するものである。	平成16年度 事業化	※ 事業採択後 8年継続中	事業継続	
8	港湾	尾道系崎港機織地区 国際物流ターミナル整備事業	尾道系崎港は、広島県東部に位置し、我が国有数の木材取扱拠点として多数の木材加工企業が背後に立地しており、木材の輸入、移入を通じて我が国の木材産業を支える重要港湾である。 本事業は、尾道系崎港における船舶大型化への対応と周辺海域への環境改善を図るため、大型船に対応した国際物流ターミナルを整備するものである。	平成6年度 事業化 平成20年度 再評価	☆ 再評価後3年経過	事業継続	

※事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

実施要領が改定され「長期間」とは平成21年度までは「10年間」、平成22年度からは「5年間」となったため年数は一定値とならない。(年数:5~10年)

☆再評価実施後一定期間が経過している事業

実施要領が改定され「一定期間」とは平成21年度までは「5年間」、平成22年度からは「3年間」となったため年数は一定値とならない。(年数:3~5年)